

第12回合併協議会の結果



第12回合併協議会の様子

第12回栃木市・岩舟町合併協議会が平成25年7月29日に岩舟町の健康福祉センター「遊楽々館」検診室で開催されました。

会議では、合併協定項目の調整結果や合併協議会の決算など、報告事項4件、審議事項3件の協議が行われました。その内容は、次の通りです。

報告第13号 平成25年度栃木市・岩舟町合併協議会予算の専決処分について

報告第14号 合併協定項目の具体的な調整結果について

報告第15号 合併協定項目以外の主な調整結果について

報告第16号 合併に係る啓発用品等について

議案第15号 平成24年度栃木市・岩舟町合併協議会歳入歳出決算について

議案第16号 平成25年度栃木市・岩舟町合併協議会補正予算（第1号）について

議案第17号 平成25年度栃木市・岩舟町合併協議会事業計画について

承認

承認

承認

今回報告された合併協定項目の調整結果の内容

55項目の合併協定項目のうち、調整方針を「合併時に再編する」とした協定項目や合併協議会上程後、調整内容が変更になった協定項目などが報告されました。ここではそのうち主なものについて掲載いたします。

合併協定項目 25-15

その他の福祉事業

項 目	調 整 方 針	調 整 結 果
こども医療費助成	こども医療費助成については、現行のとおりとする。	こども医療費助成については、栃木市の例により統合する。

こども医療費助成

対 象	助 成 方 法
小学6年生まで	現物給付 栃木県内の医療機関等の窓口において保険診療の自己負担分の支払いが、基本的に不要になる。
中学1～3年生まで	償還払い 医療機関等窓口において保険診療の自己負担分を支払い、翌月以降に助成の申請を行う。

合併協定項目 14

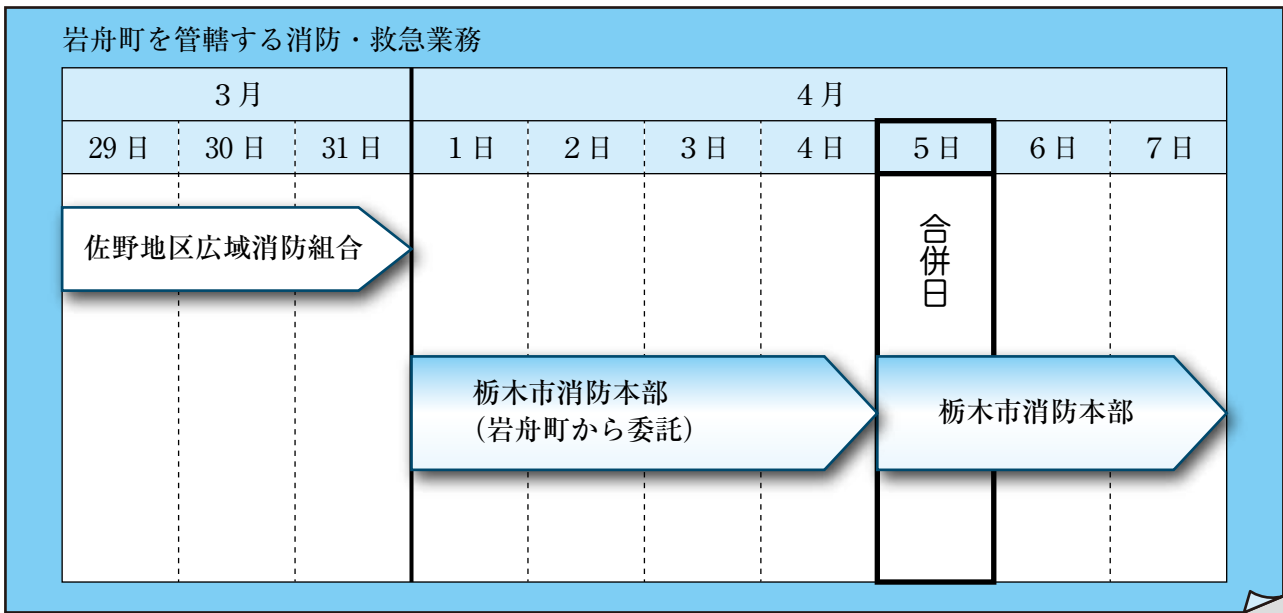
一部事務組合等の取扱い

項 目	調 整 方 針	調 整 結 果
佐野地区広域消防組合	岩舟町が加入している佐野地区広域消防組合については、合併の前日をもって解散するよう調整する。 組合の財産の処分等については、関係団体と協議の上、合併時まで調整する。	岩舟町が加入している佐野地区広域消防組合の解散日は、平成26年3月31日とする。 (財産の処分等については協議中のため、後日報告する)

合併協定項目 25-6

消防防災関係事業

項 目	調 整 方 針	調 整 結 果
消防防災関係事業	栃木市消防本部は、佐野地区広域消防組合の解散の日の翌日から、合併前の岩舟町の区域を管轄する。	栃木市消防本部は、佐野地区広域消防組合の解散の日の翌日である平成26年4月1日から合併前日の平成26年4月4日までは、岩舟町から委託を受け管轄する。



合併協定項目 17

補助金、交付金等の取扱い

項 目	調整方針	調 整 結 果	変 更 理 由
人権対策運動団体活動費補助金	合併時に再編	合併時に栃木市の制度に統合する。	協議が整ったため
防犯灯電気料補助金	合併後に再編	合併時に廃止する。	市が防犯灯の管理を行うため
家庭教育オピニオンリーダー会育成補助金	合併後に再編	合併時に栃木市の制度に統合する。	協議が整ったため
住宅用太陽光発電システム設置費補助金	合併後に再編	栃木市の例により合併時に統合する。	協議が整ったため

1. 使用料

栃木市の例により、合併時に統合

■■ 学校施設 ■■ (体育施設・夜間照明)

施設名		使用料 (1時間につき)	施設名		使用料 (1時間につき)
岩舟中学校	体育館	200円	静和小学校	体育館	200円
	剣道場	200円		夜間照明施設	1,000円
	柔道場	200円	小野寺南小学校	体育館	200円
	弓道場	200円	小野寺北小学校	体育館	200円
岩舟小学校	体育館	200円		夜間照明施設	1,000円

■■ 岩舟公民館 ■■

区分	使用料(1時間につき)		区分	使用料(1時間につき)			
	午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで		午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで		
1階	調理実習室	300円	450円	2階	講義室	300円	450円
2階	第1会議室	100円	150円		和室1	100円	150円
	第2会議室	100円	150円		和室2	100円	150円
	第3会議室	100円	150円		和室3	100円	150円

■■ 岩舟町集会所 ■■

区分	使用料(1時間につき)		区分	使用料(1時間につき)			
	午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで		午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで		
岩舟 西根南	研修室	200円	300円	岩舟 下津原	研修室	200円	300円
	和室	100円	150円		和室	100円	150円
	調理実習室	300円	450円		調理実習室	300円	450円

■■ 体育施設 ■■ (岩舟総合運動場)

施設名称	利用区分	使用料		施設名称	利用区分	使用料		
野球場	スポーツに利用	1時間につき	400円	武道館	スポーツに利用	入場料を徴収しない場合	1時間につき	500円
	スポーツ以外に利用	1時間につき	1,000円			入場料を徴収する場合	1時間につき	1,000円
	スポーツ以外の営利目的で利用	1時間につき	4,000円		スポーツ以外に利用	入場料を徴収しない場合	1時間につき	1,250円
ソフトボール場	スポーツに利用	1時間につき	400円			入場料を徴収する場合	1時間につき	2,500円
	スポーツ以外に利用	1時間につき	1,000円			スポーツ以外の営利目的で利用	入場料を徴収しない場合	1時間につき
	スポーツ以外の営利目的で利用	1時間につき	4,000円		入場料を徴収する場合		1時間につき	10,000円
夜間照明施設	30分につき	500円		テニスコート	1面あたり	1時間につき	400円	
武道館	個人使用料	中学生以下	1回	2時間につき	60円			
		一般	1回	2時間につき	220円			

備考

- 市外の者(市内に通勤通学するものを除く。)が利用する場合の使用料(シャワー使用料を除く)は、この表に定める額に100分の150を乗じて得た額とし、10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。
- 「入場料」とは、その名称のいかんを問わず利用者が入場の対価として徴収する金銭をいう。
- 入場料を徴収する場合であっても、最高額が100円以下のときは、入場料を徴収しない場合の使用料とする。
- 利用時間が単位未満であるときは利用時間に単位未満の端数があるときは、その単位未満の時間を1単位として計算する。
- 個人使用料における「1回」とは、2時間を限度とする1回の利用をいう。
- 営利目的での利用とは、使用者が営利活動の一部として行う興行、商業宣伝、招待その他これに類するものをいう。
- 体育館のアリーナ又はサブアリーナの半面を占用して利用する場合(間仕切りネット等を使用して利用する場合に限る。)の使用料は、全面を占用して利用する場合の使用料の半額とする。

栃木市の施設使用料は市ホームページ等でご確認ください。

2. 手数料

栃木市の例により、合併時に統合

項目	調整結果
住民基本台帳カードの 交付手数料	合併時、栃木市の制度に統合する。 ・新規発行の場合 無料 ・再発行の場合 500円

合併協定項目 11

特別職の身分の取扱い（抜粋）

名称	調整結果
栃木市教育委員会	現行の栃木市のとおりとする。ただし、岩舟地域からの選出委員を1人追加し、定数を7人とする。 【定数】7人 【任期】4年
栃木市地域自治区地域協議会	現行の栃木市のとおりとする。ただし、岩舟町の区域に地域自治区地域協議会を設置する。 【定数】15人以内 【任期】選任の日から平成27年3月31日まで
栃木市学童保育運営委員会	現行の栃木市のとおりとする。ただし、岩舟地域からの選出委員を2人（学校の職員1人、利用保護者の代表1人）追加し、定数を14人以内とする。 【定数】14人以内 【任期】2年
栃木市ブランド推進協議会 いわふねブランド認定審査会	合併時は現行のとおりとし、合併後に新市のブランドの統合に合わせて再編をする。
栃木市都市計画審議会	現行の栃木市のとおりとする。ただし、岩舟地域からの選出委員を1人追加し、定数を19人以内とする。 【定数】19人以内 【任期】2年
栃木市立学校給食共同 調理場運営協議会	現行の栃木市のとおりとする。ただし、岩舟地域からの選出委員を2人追加し、定数を29人以内とする。 【定数】29人以内 【任期】2年
栃木市地域自治区区長	現行の栃木市のとおりとする。ただし、岩舟町の区域に地域自治区区長を設置する。 【定数】1人 【任期】選任の日から平成27年3月31日まで
宮の下簡易郵便局事務取扱員	現行の岩舟町のとおりとする。 【任期】1年
栃木市母子保健推進員	現行の栃木市のとおりとする。ただし、岩舟地域の推進員を17人追加し、定数を142人とする。 【定数】142人 【任期】2年

お知らせ

● 委員の変更について

栃木市・岩舟町合併協議会委員が次のとおり変更になりました。（敬称略）

委員	新	氏家 晃（栃木市議会副議長）
	旧	大阿久 岩人（前栃木市議会副議長）

● 今後の合併協議会の開催予定

第13回合併協議会
11月25日（月）午前10時～
栃木市国府公民館

第14回合併協議会
1月22日（水）午後2時～
栃木市保健福祉センター